会議録・平成27年12月16日第4回定例会(第2日)

- **1. 招集の年月日** 平成27年12月4日
- 1. **招集の場所** 明和町議会議場
- **1**. **開 会** 12月16日 午前 9 時00分 議長宣告
- 1. 応 召 議 員 14名

1番	Щ	内		理	2番	西	岡		厚
3番	中	井	啓	悟	5番	上	田		清
6番	阪	井	勇	男	7番	乾		健	郎
8番	江		京	子	9番	伊	豆.	千夜	友子
10番	北	岡		泰	11番	樋	П	文	隆
12番	奥	Щ	幸	洋	13番	松	本		忍
14番	綿	民	和	子	15番	辻	井	成	人

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 浅尾 恵次

議会書記 朝倉 晶子 松本 章 西尾 仁志

1. 地方自治法第 121条による説明のため会議に出席した者の職氏名

長 中井 幸充 町 副 町 長 寺前 和彦 教 育 長 西岡 惠三 総務課長 西田 一成 防災企画課長 中谷 英樹 税務課長北岡和成 人権生活環境課長 世 古 口 和 也 福祉保健課長 下村由美子 会計管理者(兼)会計課長 田中 一夫 長寿健康課長 小池 弘紀 農水商工課長(兼)農業委員会事務局長 均屈 真 まち整備課長 沼田 昌久 上下水道課長 菅野 亮 斎宮跡・文化観光課長 西 ロ 和 良 教育総務課長 西口 竜嘉 こども課長世古口哲哉 文化財保存活用監 中野 敦夫 人権啓発推進監 中瀬 行久 土地利用調整監 松本 雅之 監査委員 西村 和久

1. 会議録署名議員

14番 綿 民 和 子 1番 山 内 理

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 発議第7号 マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自 治体の負担軽減を求める意見書

日程第3 発議第8号 ブラッドパッチ療法の保険適用および脳脊髄液減少 症の治療推進を求める意見書

日程第4 発議第9号 複数税率による軽減税率の導入実現を求める意見書

日程第5 同意第3号 明和町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

日程第6 議案第62号 三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体 の数の減少に関する協議について

日程第7 議案第63号 三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する 協議について

日程第8 議案第64号 多気郡指導主事共同設置の廃止に関する協議につい て

日程第9 議案第65号 明和町総合体育館等体育施設の指定管理者の指定に ついて

日程第10 議案第66号 明和町行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利 用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定

日程第11 議案第67号 明和町税条例の一部を改正する条例

日程第12 議案第68号 明和町介護保険条例の一部を改正する条例

日程第13 議案第69号 明和町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委

員の定数に関する条例の制定

日程第14 議案第70号 明和町農業委員会委員候補者等選考委員会条例の制 定

日程第15 議案第71号 平成26年度 処工-1 公共下水道事業(明和処理 区)明和浄化センター汚水処理施設増設に伴う建設 工事に関する協定の変更

日程第16 議案第72号 平成27年度明和町一般会計補正予算(第3号)

日程第17 議案第73号 平成27年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予算 (第3号)

日程第18 議案第74号 平成27年度明和町国民健康保険特別会計補正予算 (第2号)

日程第19 議案第75号 平成27年度明和町農業集落排水事業特別会計補正予 算(第1号)

日程第20 議案第76号 平成27年度明和町介護保険特別会計補正予算(第3 号)

日程第21 議案第77号 平成27年度明和町水道事業会計補正予算(第2号)

(午前 9時 00分)

◎開会の宣言

〇議長(辻井 成人) おはようございます。

ただいまの出席議員数は14人であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから、平成27年第4回明和町議会定 例会第2日目の会議を開会します。

なお、竹本教育委員長から所用のため、本日の会議を欠席する旨の連絡を受けておりますので、ご報告します。

直ちに、本日の会議を開きます。

日程につきましては、お手元の日程表により進めたいので、よろしくお願いします。

◎会議録署名議員の指名について

○議長(辻井 成人) 日程第1 「会議録署名議員の指名について」は、会議規則第119条の規定により、議長から指名します。

14番 綿 民 和 子 議員

1番 山 内 理 議員

の両名を指名します。

◎発議第7号の上程~採決

○議長(辻井 成人) 日程第2 発議第7号 マイナンバー制度の円滑な運営 に係る財源確保等自治体の負担軽減を求める意見書を議題とします。

議案を朗読させます。

(職員朗読)

〇議長(辻井 成人) お諮りします。

この意見書につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) ご異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略します。

これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ声あり)

〇議長(辻井 成人) 質疑される方がないようですので、これで発議第7号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) 討論される方がないようですので、これで討論を終わります。 これから、発議第7号 マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自 治体の負担軽減を求める意見書を採決します。

発議第7号は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(起立全員)

〇議長(辻井 成人) ありがとうございます。

起立全員です。

したがって、発議第7号は、原案のとおり可決されました。さっそく関係機

◎発議第8号の上程~採決

○議長(辻井 成人) 日程第3 発議第8号 ブラッドパッチ療法の保険適用 及び脳脊髄液減少症の治療推進を求める意見書を議題とします。

議案を朗読させます。

(職員朗読)

〇議長(辻井 成人) お諮りします。

この意見書につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

〇議長(辻井 成人) ご異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略します。

これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ声あり)

〇議長(辻井 成人) 質疑される方がないようですので、これで発議第8号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) 討論される方がないようですので、これで討論を終わります。 これから、発議第8号 ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症 の治療推進を求める意見書を採決します。 発議第8号は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(起立全員)

〇議長(辻井 成人) ありがとうございます。

起立全員です。

したがって、発議第8号は、原案のとおり可決されました。

さっそく関係機関に送付します。

◎発議第9号の上程~採決

○議長(辻井 成人) 日程第4 発議第9号 複数税率による軽減税率の導入 実現を求める意見書を議題とします。

議案を朗読させます。

(職員朗読)

〇議長(辻井 成人) お諮りします。

この意見書につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) ご異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略します。

これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ声あり)

〇議長(辻井 成人) 質疑される方がないようですので、これで発議第9号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) 討論される方がないようですので、これで討論を終わります。 これから、発議第9号 複数税率による軽減税率の導入実現を求める意見書 を採決します。

発議第9号は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(起立多数)

〇議長(辻井 成人) ありがとうございます。

起立多数です。

したがって、発議第9号は、原案のとおり可決されました。 さっそく関係機関に送付します。

◎同意第3号の上程~採決

○議長(辻井 成人) 日程第5 同意第3号 明和町固定資産評価審査委員会 委員の選任同意についてを議題とします。

議案を朗読させます。

(職員朗読)

- **○議長(辻井 成人)** 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めす。 町長。
- **〇町長(中井 幸充)** おはようございます。

ただいま上程されました、同意第3号 明和町固定、すいません。説明資料、 審査とありますが、固定資産に訂正をお願いします。

明和町固定資産評価審査委員会委員の選任同意につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

この度、固定資産評価審査委員会委員の明和町大字明星1199番地25に在住の

長岡孝氏の任期が、平成27年12月23日に満了となります。

長岡氏は、これまで固定資産評価審査委員会委員として、大変ご活躍され、 その功績も多大であり適任者であることから、引き続き選任いたしたく、地方 税法第423条第3項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。 よろしくお願い申し上げます。

〇議長(辻井 成人) これから、同意第3号 明和町固定資産評価審査委員会 委員の選任同意についてを採決します。

同意第3号は、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

〇議長(辻井 成人) ありがとうございます。

起立全員です。

したがって、同意第3号は、同意することに決定しました。

◎議案第62号・63号の上程~採決

〇議長(辻井 成人) お諮りします。

日程第6 議案第62号及び日程第7 議案第63号を一括上程し、議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

〇議長(辻井 成人) ご異議なしと認めます。

したがって、

日程第6 議案第62号 三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体 の数の減少に関する協議について

日程第7 議案第63号 三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する 協議について を一括上程し、議題とします。

議案を朗読させます。

(職員朗読)

○議長(辻井 成人) 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求め す。

副町長。

〇副町長(寺前 和彦) ただいま一括上程されました、議案第62号と議案第63 号につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、平成28年3月31日をもって、菊狭間環境整備施設組合が解散し、当該公平委員会から脱退することに伴い、当該公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少と三重県市町公平委員会共同設置規約の変更につきまして、関係地方公共団体と協議する必要が生じたため、地方自治法第252条の2の2第3項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議のう え、お認めいただきますよう、お願い申し上げます。

- 〇議長(辻井 成人) 総務課長。
- ○総務課長(西田 一成) それでは、日程第6 議案第62号 三重県市町公平 委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少に関する協議と、議案第63号 三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議につきまして、詳細 説明を申し上げます。

この協議につきましては、副町長の提案理由の説明にもございましたように、平成28年3月31日をもって、菊狭間環境整備施設組合が解散し、三重県市町公平委員会から脱退することにつきまして、関係地方公共団体と協議するため、議会の議決をお願いするものでございます。

定例会資料の1-1-1をご覧いただきたいと思います。

三重県市町公平委員会共同設置規約の新旧対照表を資料として提出させて いただきました。左側が変更案でございます。ご覧のとおり菊狭間環境整備 施設組合を削除するものでございます。

なお、この規約は、平成28年4月1日から施行するものでございます。 よろしくお願い申し上げます。

〇議長(辻井 成人) 一括上程しました議案の詳細説明が終わりましたので、 これから質疑を行います。

まず、議案第62号 三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少に関する協議についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ声あり)

〇議長(辻井 成人) 質疑される方がないようですので、これで議案第62号の 質疑を終わります。

続きまして、議案第63号 三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ声あり)

〇議長(辻井 成人) 質疑される方がないようですので、これで議案第63号の 質疑を終わります。

以上で、一括上程した議案の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論は一括上程した全議案を対象に行います。

一部の議案についてのみ討論される方は、議案名を明確にしたうえで、討論されるようお願いします。

討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) 討論される方がないようですので、これで討論を終わります。

これから一括上程した議案の採決を行います。

まず、議案第62号 三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少に関する協議についてを採決します。

議案第62号は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

〇議長(辻井 成人) 起立全員です。

したがって、議案第62号は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第63号 三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議についてを採決します。

議案第63号は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

〇議長(辻井 成人) 起立全員です。

したがって、議案第63号は、原案のとおり可決されました。 以上で一括上程した議案の採決を終わります。

◎議案第64号の上程~採決

〇議長(辻井 成人) 日程第8 議案第64号 多気郡指導主事共同設置の廃止 に関する協議についてを議題とします。

議案を朗読させます。

(職員朗読)

○議長(辻井 成人) 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(寺前 和彦) ただいま上程されました、議案第64号 多気郡指導主 事共同設置の廃止に関する協議につきまして、その提案理由の説明を申し上げ ます。 本件は、平成28年度より明和町、多気町、大台町が指導主事を、それぞれの町において配置することに伴い、これまで3町で共同設置してきた多気郡指導主事を、平成28年3月31日をもって廃止することについて、地方自治法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明をいたしますので、よろしくご審議の うえ、お認めいただきますよう、お願い申し上げます。

〇議長(辻井 成人) 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

こども課長。

Oこども課長(世古口 哲哉) 失礼いたします。

議案第64号 多気郡指導主事共同設置の廃止に関する協議についての詳細を、 ご説明いたします。

この件につきましては、県松阪庁舎におかれておりました松阪教育事務所が、 平成18年3月末をもって廃止されたことに伴い、それに代わるものとして、多 気郡3町が共同で、平成20年度から1名配置してきた、多気郡指導主事を今年 度、平成27年度をもって廃止するものです。

その理由につきましては、明和町では既に平成25年度から単独で、指導主事を配置してきましたが、来年度の28年度より、多気町、大台町でもそれぞれ指導主事を配置していく運びとなりましたことから、郡として共同で指導主事を置く必要がなくなりましたので、この度、廃止をするものでありますので、よろしくお願いいたします。

〇議長(辻井 成人) 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。 質疑される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ声あり)

〇議長(辻井 成人) 質疑される方がないようですので、これで議案第64号の 質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) 討論される方がないようですので、これで討論を終わります。

これから、議案第64号 多気郡指導主事共同設置の廃止に関する協議についてを採決します。

議案第64号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

〇議長(辻井 成人) 起立全員です。

したがって、議案第64号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第65号の上程~採決

〇議長(辻井 成人) 日程第9 議案第65号 明和町総合体育館等体育施設の 指定管理者の指定についてを議題とします。

議案を朗読させます。

(職員朗読)

〇議長(辻井 成人) 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

町長。

〇町長(中井 幸充) ただいま上程されました、議案第65号 明和町総合体育 館等体育施設の指定管理者の指定につきまして、その提案理由の説明を申し上 げます。

本件は、明和町総合体育館等体育施設の管理運営につきまして、地方自治法第244条の2第3項の規定により、平成28年4月1日から引き続き、明和町体育協会を指定管理者に指定し、運営管理を委託するため、地方自治法第244条

の2第6項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議のうえ、お認めいただきますようお願い申し上げます。

〇議長(辻井 成人) 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

教育総務課長。

〇教育総務課長(西口 竜嘉) 議案第65号 明和町総合体育館等体育施設の指 定管理者の指定について詳細説明を申し上げます。

議案書の右のページをご覧ください。

指定管理者の団体の名称は、明和町体育協会で、現在の指定管理者と同じで ございます。

指定の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間です。 続きまして、議会資料の12-2-1をご覧いただきたいと思います。

選定にかかります経過でございます。(2)のところで、平成27年9月7日から18日まで募集要項の配付及び説明会への参加申込期間といたしましたが、募集要項は希望される1団体に配付をしました。

説明会への参加申込みはございませんでした。

(5)で、10月23日から28日までを、申請書提出期間といたしましたが、提出がありましたのは、1団体でございました。そして、11月16日に、選定委員会を開催をいたしております。委員は6人でございます。申請者が1団体でありましたことから、選定委員会に委員の採点合計の平均点が、120点満点中70点以上あれば、指定管理者候補として選定することを諮りまして、委員全員の承諾を得ました。

その後、プレゼンテーションを受けまして、採点を行った結果、合計は624 点で、平均点が104点でありましたので、明和町体育協会を指定管理の候補者 として選定し、本議会に提案をさせていただいたものでございます。

よろしくお願いを申し上げます。

○議長(辻井 成人) 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。 質疑される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ声あり)

〇議長(辻井 成人) 質疑される方がないようですので、これで議案第65号の 質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ声あり)

〇議長(辻井 成人) 討論される方がないようですので、これで討論を終わります。

これから、議案第65号 明和町総合体育館等体育施設の指定管理者の指定についてを採決します。

議案第65号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起 立 全 員)

〇議長(辻井 成人) 起立全員です。

したがって、議案第65号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第66号の上程~採決

○議長(辻井 成人) 日程第10 議案第66号 明和町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定を議題とします。

議案を朗読させます。

(職員朗読)

〇議長(辻井 成人) 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(中井 幸充) ただいま上程されました、議案第66号 明和町行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項及び第19条第9号の規定に基づき、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議のう え、お認めいただきますようお願い申し上げます。

〇議長(辻井 成人) 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(西田 一成) それでは、議案第66号 明和町行政手続における 特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の 利用及び特定個人情報の提供に関する条例につきまして、詳細説明を申し上 げます。

議会定例会資料のほうで、ご説明をさせていただきたいと思います。

1-1-2をご覧いただきたいと思います。

まず第1条では、本条例の趣旨を規定しております。法律の中で、マイナンバーを利用できる事務が定められておりますが、それ以外に社会保障、税、災害対策の3分野で、町が独自で個人番号を利用する場合や、条例提供する場合に、その内容を条例で定める必要があるため、この条例に規定するものでございます。

第2条は、用語の定義を定めております。

第3条では、町の責務を規定しております。町は適切な取扱を確保するため

の適正な措置を講じること。そして、地域の特性に応じた施策を実施すること を規定いたします。

1 - 1 - 3 でございます。

第4条は、個人番号の利用範囲でございます。ここで、法律で定められている以外に、町が独自に実施する事務や利用する情報について、規定をしております。第1項は、個人番号の独自利用を行う事務について、規定しております。第2項では、独自利用を行う事務処理のための庁内連携について、規定をしております。第3項では、法律で定められている事務処理のために、庁内連携をすることについて規定しております。第4項は、書類の提出の省略について、規定をしております。

次のページをご覧いただきたいと思います。

第5条は、特定個人情報の提供でございます。第1項では、町長部局と教育委員会部局の間の情報提携について、規定をしております。これは法律では、このような部局間の情報の連携が想定されていないため、条例に規定する必要があるものでございます。

次のページの別表で、具体的な執行機関と事務を定めております。

1-1-5でございますが、別表1は、第4条関係にあります個人番号を独自に利用する事務を定めております。1は教育委員会が就学援助に関する事務で利用することを規定しております。2は、防災企画課が、災害対策基本法による災害行動要支援者名簿の作成に関する事務で利用することを規定しております。3は、福祉保健課が障がい者、一人親家庭等、また子どもに係る医療費、または証明書料の助成に関する事務について、利用することを規定しております。

下のほうの別表2でございます。これは庁内連携をする事務と情報で、法律に定めのないものについて、規定をしております。1は、児童福祉法による障がい者福祉サービスの提供、または費用の徴収に関する事務で、地方税関係情報と住民票関係情報を利用すること。2は、身体障害者福祉法による、障害者

福祉サービス、障がい者支援施設等への入所等の措置または費用の徴収に関する事務で、地方税関係情報を利用することでございます。

以降、9まで独自に利用する事務と情報を定めております。

1-1-8をご覧いただきたいと思います。

別表第3で、第5条関係になります。町長部局と教育委員会部局の間で連携をする事務と情報を規定しております。1は、教育委員会が行う就学援助に関す事務におきまして、町長部局が保有をする地方税関係の情報と住民票関係の情報を利用すること。2は、教育委員会が行う保育所における保育の実施、もしくは措置または費用の徴収に関する事務で、町長部局が保有します地方税関係情報と住民票関係情報を利用すること。3は、教育委員会が行います子ども・子育て支援法による、子どものための教育・保育給付の支給に関する事務で、町長部局が保有する地方税関係情報と住民票関係情報を利用すること。この3つを規定しております。

資料の1-1-4に、おそれいりますが、お戻りをいただきたいと思います。 第6条は、必要な事項は規定で定めることとしております。附則で、平成28年 1月1日から施行すると規定をしております。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長(辻井 成人) 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。 質疑される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ声あり)

〇議長(辻井 成人) 質疑される方がないようですので、これで議案第66号の 質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) 討論される方がないようですので、これで討論を終わります。

これから、議案第66号 明和町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定を採決します。

議案第66号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起 立 全 員)

〇議長(辻井 成人) 起立全員です。

したがって、議案第66号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第67号の上程~採決

○議長(辻井 成人) 日程第11 議案第67号 明和町税条例の一部を改正する 条例を議題とします。

議案を朗読させます。

(職員朗読)

○議長(辻井 成人) 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(寺前 和彦) ただいま上程されました、議案第67号 明和町税条例 の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、地方税法の一部が改正されたことに伴い、徴収猶予等の規定を定めるとともに、旧3級品にかかる紙巻たばこの特例税率を改正するため、所要の改正をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議のう え、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長(辻井 成人) 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

税務課長。

〇税務課長(北岡 和成) 失礼します。

それでは、議案第67号 明和町税条例の一部を改正する条例の詳細説明を申 し上げます。

議会資料の3-1をご覧ください。

本件は、地方税法の一部改正に伴うものでございまして、第8条は、徴収猶予にかかる町の徴収金の分割納付、または分割納入の方法について、定めるもので、第1項は、分割納付の方法は、申請に基づき財産の状況等から合理的かつ妥当な範囲で分割して納付させる旨の規定です。

第2項は、猶予期間中の分割金額や期間を定める規定。

第3項は、やむを得ない場合の金額や期間の変更規定。

第4項は、徴収猶予にかかる通知規定。

第5項は、変更した場合の規定を定めるものでございます。

資料の3-2をおめくりください。

第9条は、徴収猶予にかかる申請手続等について定めるもので、第1項は、申請書に記載すべき申請事由、金額、期間、担保の種類等を定め、第2項は各種手添付書類を定める規定。

第3項は、追徴課税等に伴う申請手続等を定める規定でございます。

第4項は、その添付書類を定める規定。

第5項は、猶予を延長申請する場合の規定。第6項は、延長申請の必要書類 を定める規定。

第7項は、申請書類を訂正する際の提出期限を定める規定でございます。

資料3-4の下段でございますが、第10条は、職権による換価の猶予の手続き等に定めるもので、徴収の猶予に準じまして、合理的かつ必要な範囲で職権により分割納付する規定でございます。

第2項、第3項は、分割納付時の手続きや、添付書類は徴収の猶予にかかる 各条項を準用する旨の規定でございます。 資料3-5の中程でございます。

第11条は、申請による換価の猶予の申請手続等について定めるもので、第1項では、申請期限は、納付期限から6カ月以内と定め、第2項は、その財産をただちに換価することで事業の継続や生活の維持が困難になる恐れがあると認められる場合に、納税について誠実な姿勢が認められる場合に、徴収の猶予の規定を準用し、分割納付させることができる規定でございます。

第3項は、換価の猶予期間設定や猶予期間中の分割金額の設定は、徴収猶予 にかかる規定を準用する規定でございます。

第4項は、徴収金を一時納付することが困難な場合に、具体的な事由などを 申請書に記載すべき事項を定めております。

第5項は、申請書の添付書類の規定でございます。

第6項は、延長申請をする場合の手続きを規定しております。

第7項は、申請書類を訂正する場合に、提出期限を定める旨の規定でございます。

資料の3-6でございます。

第12条関係です。担保を徴収する必要がない場合について定めるもので、徴収の猶予を職権による換価の猶予、申請による換価の猶予を行う場合には、金額は100万円未満または猶予期間が3カ月以内である場合、もしくは特別な事由がある場合には、担保を徴しないこともを定めるものでございます。

続きまして、第18条、次ページの第23条につきましては、条ずれ等、条文整理でございます。また、33条は、取得税の当該転出時課税の取扱規定で、所得税の例によらず住民税は従来どおり計算する旨の規定でございます。

第36条の2、町民税の申告から第149条までと、附則の第4条から資料のですね、3-19の附則22条までは多数ございますが、番号法施行に伴いまして、各種申請書に個人番号や法人番号を記載する旨の改正や、地方税法の改正による条ずれでございます。

なお、資料の3-21をおめくりください。委員会で説明いたしました、たば

こ税の経過規定を附則の第6条で定めており、旧3級品にかかる町たばこ税の税率を、1号で平成28年4月1日から平成29年3月31日まで、千本につきまして2,925円、2号で29年4月1日から平成30年3月31日までが3,355円、3号で30年4月1日から平成31年3月31日までを4,000円と、段階的に引き上げる旨の改正規定でございます。

残る附則につきましては、施行期日や経過措置を定めております。

以上、詳細説明を終わります。よろしくお願いします。

〇議長(辻井 成人) 詳細の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ声あり)

〇議長(辻井 成人) 質疑される方がないようですので、これで議案第67号の 質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) 討論される方がないようですので、これで討論を終わります。

これから、議案第67号 明和町税条例の一部を改正する条例を採決します。 議案第67号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起 立 全 員)

〇議長(辻井 成人) 起立全員です。

したがって、議案第67号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第68号の上程~採決

○議長(辻井 成人) 日程第12 議案第68号 明和町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案を朗読させます。

(職員朗読)

○議長(辻井 成人) 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(寺前 和彦) ただいま上程されました、議案第68号 明和町介護保 険条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げま す。

本件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、申請書類に個人番号を追加するなど、所要の改正をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議のう え、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長(辻井 成人) 提案理由の説明が終わりましたので、詳細の説明を求めます。

税務課長。

〇税務課長(北岡 和成) 失礼します。

それでは、議案第68号 明和町介護保険条例の詳細説明を申し上げます。 議会資料の3-31をお開きください。

本条例も、番号法の施行に伴う関係条文の整理でございます。

3-27でございます。すいません。3-27をおめくりください。

すいません。よろしいでしょうか。

本条例も、番号法の施行に伴う関係条文の整理でございます。

第10条第2項第1項中及び住所を、住所及び個人番号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、平成25年法律第27号第

2条第5項に規定する個人を、個人番号以下同じに改め、第11条第1項第2号 中の収入の、のを削りまして。

続きまして、次ページでございますけれども、同条第2項第1号中及びを、 及び住所を、点住所及び個人番号に改めるものでございます。

なお、附則で施行期日を平成28年1月1日と定めております。

以上、詳細説明を終わります。

〇議長(辻井 成人) 詳細の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ声あり)

〇議長(辻井 成人) 質疑される方がないようですので、これで議案第68号の 質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) 討論される方がないようですので、これで討論を終わります。

これから、議案第68号 明和町介護保険条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第68号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起 立 全 員)

〇議長(辻井 成人) 起立全員です。

したがって、議案第68号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第69号・70号の上程~採決

○議長(辻井 成人) お諮りします。

日程第13 議案第69号及び日程第14 議案第70号を一括上程し、議題とした いと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

〇議長(辻井 成人) ご異議なしと認めます。

したがって、

日程第13 議案第69号 明和町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の 定数に関する条例の制定

日程第14 議案第70号 明和町農業委員会委員候補者等選考委員会条例の制定 を一括上程し、議題とします。

議案を朗読させます。

(職員朗読)

○議長(辻井 成人) 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

町長。

〇町長(中井 幸充) ただいま一括上程されました、議案第69号と議案第70号 につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第69号 明和町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数 に関する条例の制定につきましては、農業委員会等に関する法律の一部が改正され たことに伴い、明和町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定め るため、本条例を制定するものでございます。

次に、議案第70号 明和町農業委員会委員候補者等選考委員会条例の制定につきましては、農業委員会等に関する法律の一部が改正され、農業委員会の委員の公選制が廃止され、市町村長による選任制に変更されたこと及び、農地利用最適化推進委員が新設されることから、本条例を制定するものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議のうえ、お

認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長(辻井 成人) 提案理由の説明が終わりましたので、詳細の説明を求めます。

農水商工課長。

〇農水商工課長(堀 真) ただいま一括上程されました、議案第69号 明和町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例及び、議案第70号明和町農業委員会委員候補者等選考委員会条例について、詳細説明をさせていただきます。

まず議案第69号につきまして、ご説明させていただきます。

議案書の36ページ及び定例会資料8-1のほうを、ご参照していただきたいと思います。まず資料8-1では、旧条例、こちら選挙に基づきます委員の定数を20名とさせていただいております。ほかに議会の皆さまから推薦等を含めさせていただきまして、現在の農業委員の定数は15名となっております。

続きまして、今回、制定させていただきます定数を定めさせていただいております。議案書36ページ、1条で趣旨を、2条で農業委員の定数を15名、農地最適化委員の定数を15名と定めさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第70号をご説明させていただきます。

農業委員及び農地最適化委員の選考については、委員会を立ち上げ、させて いただくことにつまして、条例化をお願いさせていただくものでございます。

議案書の38ページをご参照していただきたいと思います。

まず1条で、設置の趣旨を記載させていただいております。

- 2条で、所管事務。
- 3条で、選出方法。

4条で、委員の組織化を制定させていただいておりまして、1から7に基づかさせていただきまして、15名で組織をさせていただきたいと考えております。 次に、5条で委員の任期を3年。 6条で、会長の選任。

7条で、会議の進め方。

8条で、委員の秘密保持。

9条で、庶務所管を制定させていただいております。

議案第69号におきましては、現在の農業委員の任期が平成28年3月31日となっておるため、平成28年4月1日からの施行とさせていただき、議案第70号につきましては、本年度中に両委員の選考をするため、平成28年1月1日とさせていただいております。

よろしくお願いいたします。

〇議長(辻井 成人) 一括上程しました議案の詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

まず、議案第69号 明和町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定の質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ声あり)

〇議長(辻井 成人) 質疑される方がないようですので、これで議案第69号の 質疑を終わります。

続きまして、議案第70号 明和町農業委員会委員候補者等選考委員会条例の制定 の質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ声あり)

〇議長(辻井 成人) 質疑される方がないようですので、これで議案第70号の質疑を終わります。

以上で、一括上程した議案の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論は一括上程した全議案対象に行います。一部の議案についてのみ討論さ さる方は、議案名を明確にしたうえで討論されるようお願いします。 討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) 討論される方がないようですので、これで討論を終わります。

これから、一括上程した議案の採決を行います。

まず、議案第69号 明和町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定を採決します。

議案第69号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起 立 全 員)

〇議長(辻井 成人) 起立全員です。

したがって、議案第69号は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第70号 明和町農業委員会委員候補者等選考委員会条例の制 定を採決します。

議案第70号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起 立 全 員)

〇議長(辻井 成人) 起立全員です。

したがって、議案第70号は、原案のとおり可決されました。

以上で、一括上程した議案の採決を終わります。

◎議案第71号の上程~採決

○議長(辻井 成人) 日程第15 議案第71号 平成26年度 処工−1 公共下 水道事業(明和処理区)明和浄化センター汚水処理施設増設に伴う建設工事に 関する協定の変更を議題とします。

議案を朗読させます。

(職員朗読)

○議長(辻井 成人) 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求め

ます。

副町長。

○副町長(寺前 和彦) ただいま上程されました、議案第71号 平成26年度 処工-1 公共下水道事業(明和処理区)明和浄化センター汚水処理施設増設 に伴う建設工事に関する協定の変更につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、平成26年7月の臨時議会において、お認めをいただいた建設工事に関する協定の変更でございます。協定先の日本下水道事業団が実施いたしました競争入札の結果発生した差金により、協定の金額を減額する必要が生じましたため、地方自治法第96条第1項第5号の規定並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、協定の変更をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明をいたしますので、よろしくご審議の うえ、お認めいただきますようお願い申し上げます。

〇議長(辻井 成人) 提案理由の説明が終わりましたので、詳細の説明を求めます。

上下水道課長。

〇上下水道課長(菅野 亮) 失礼します。

議案第71号 平成26年度 処工-1 公共下水道事業(明和処理区)明和浄化センター汚水処理施設増設に伴う建設工事に関する協定の変更について、詳細説明を申し上げます。

本協定は、明和浄化センター汚水処理施設増設に伴う建設工事の施工、管理、 全般の業務を行う協定として、平成26年7月の臨時議会において、お認めをい ただき、同年7月15日付けで、日本下水道事業団と建設工事に関する協定を締 結したものでございます。

日本下水道事業団が、平成26年11月10日付けで行いました競争入札の結果、 入札差金が発生しましたが、日本下水道事業団との取り決めにより、工事着手 時の変更は行わず、工事完成の目途がたちました今回、減額による変更協定を 締結するものでございます。

議案書の41ページをご覧ください。

2の協定金額でございますが、変更前2億3,370万円から1,702万円を減額しまして、変更後の金額は、2億1,668万円でございます。

3の協定の相手方は、地方共同法人 日本下水道事業団ということでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

〇議長(辻井 成人) 詳細の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ声あり)

〇議長(辻井 成人) 質疑される方がないようですので、これで議案第71号の 質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) 討論される方がないようですので、これで討論を終わります。

これから、議案第71号 平成26年度 処工-1 公共下水道事業(明和処理区)明和浄化センター汚水処理施設増設に伴う建設工事に関する協定の変更を 採決します。

議案第71号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起 立 全 員)

〇議長(辻井 成人) 起立全員です。

したがって、議案第71号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第72号から議案第77号の一括上程

○議長(辻井 成人) お諮りします。

日程第16 議案第72号から、日程第21 議案第77号を一括上程し、議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

〇議長(辻井 成人) ご異議なしと認めます。

したがって、

日程第16 議案第72号 平成27年度明和町一般会計補正予算(第3号)

日程第17 議案第73号 平成27年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予算

(第3号)

日程第18 議案第74号 平成27年度明和町国民健康保険特別会計補正予算

(第2号)

日程第19 議案第75号 平成27年度明和町農業集落排水事業特別会計補正予

第 (第1号)

日程第20 議案第76号 平成27年度明和町介護保険特別会計補正予算

(第3号)

日程第21 議案第77号 平成27年度明和町水道事業会計補正予算(第2号) を一括上程し議題とします。

議案の朗読をさせます。

(職員朗読)

〇議長(辻井 成人) 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

町長。

〇町長(中井 幸充) ただいま一括上程されました、議案第72号から議案第77 号につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。 まず、議案第72号 平成27年度明和町一般会計補正予算(第3号)につきましては、総額で1億5,680万円の追加補正をお願いするものでございます。

歳出の主なものといたしまして、総務費では、財産管理費で公共施設用地の 区画内道路用地購入費を、収税対策費で税額変更等による還付金の償還金を、 それぞれ追加補正でお願いしています。また、県知事・県議会議員選挙費では、 交付金の確定による清算を、農業委員会委員選挙費では、法改正に伴い予算の 全額を減額する補正をお願いしています。

民生費では、国民健康保険事務費と高齢者福祉費で、それぞれ特別会計繰出 金の追加補正を、保育施設管理費で、こども園前面道路側溝蓋設置工事にかか る工事請負費の追加補正をお願いしています。

衛生費では、環境衛生費で、佐田・馬之上共同墓地焼香場撤去工事にかかる 工事請負費を、成人保険対策推進費で各種がん検診及びインフルエンザや肺炎 球菌の予防接種にかかる委託費を、それぞれ追加補正でお願いしています。

農林水産業費では、農業振興費で地域集積協力金ほか助成金の追加補正をお 願いしています。

土木費では、道路新設改良費で町道斎宮北28号線改良工事にかかる工事請負費を、河川総務費で急傾斜地崩壊対策事業にかかる負担金を、それぞれ追加補正でお願いしています。

教育費では、教育委員会費で総合グラウンド基本計画作成業務委託にかかる 委託料を、学校管理費で上御糸小学校クラス増設にかかる修繕料等を、幼稚園 運営費で臨時職員賃金をそれぞれ追加補正でお願いしています。

また、各課において人事異動に伴う人件費の支出科目の組替えをお願いしています。

これに対して、歳入では、地方交付税、国庫支出金、県支出金、繰越金、諸収入、町債をそれぞれ計上しています。

次に、議案第73号 平成27年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予算(第3号)につきましては、総額で1億1,440万円の追加補正をお願いするもので

ございます。保存活用費で公有財産購入費を、体験学習施設等管理費で、さいくう平安の杜の管理に係る予算の組替えを、歴史的風致維持向上計画推進費では利便施設機能整備工事外工事請負費の追加補正が主なものでございます。

次に、議案第74号 平成27年度明和町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)につきましては、一般被保険者療養給付費の追加補正が主なものでございます。

次に、議案第75号 平成27年度明和町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第1号) につきましては、ささふえ処理場の稼働率が上がったことにともな う光熱水費の追加補正が主なものでございます。

次に、議案第76号 平成27年度明和町介護保険特別会計補正予算(第3号) につきましては、居宅介護サービス計画及び地域密着型介護予防サービス給付 費の追加補正が主なものでございます。

次に、議案第77号 平成27年度明和町水道事業会計補正予算(第2号)につきましては、人事異動に伴う人件費の追加補正が主なものでございます。

詳細につきましては、それぞれ担当課長が説明いたしますので、よろしくご 審議を賜りますようお願い申し上げます。

〇議長(辻井 成人) お諮りします。

議事整理のため、暫時休憩いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。 (「異議なし」と呼ぶ声あり)

〇議長(辻井 成人) ご異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。

前の時計で25分、よろしいですか。

(午前 10時 15分)

〇議長(辻井 成人) 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。 (午前 10時 30分)

◎議案第72号の詳細説明

〇議長(辻井 成人) 提案理由の説明が終わりましたので、詳細の説明を求めます。

まず、議案第72号につきまして、黄色の表紙、予算に関する説明書の9ページ、歳出、第1款・議会費からお願いします。

総務課長。

○総務課長(西田 一成) それでは、詳細説明をさせていただきますが、これから、各項目の説明をさせていただく前に、全般にわたります人件費の関係につきまして、私のほうから一括、最初に説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、黄色の説明書の34ページの次になりますけれども、一給一の資料のほうにですね、給与費明細書、資料提出をさせていただいておりますので、これに基づきまして、ご説明をさせていただきたいと思います。

まず補正をお願いいたします主な理由につきましては、給料等給与費におきましては、育児休暇、それから給食によります減額、それと今年度の人事異動に伴います支出科目の組替え、または職員手当のほうでは、退職手当組合負担金の追加でございます。また、共済費では追加費用の負担率の減や、育児休暇にと伴います負担金免除による減額補正をお願いするものでございます。

それではこの一給一の上の表でございますが、特別職からご説明をさせていただきます。まず、町長と副町長につきましての給与費に変更はございません。 給与費で13万4,000円の追加補正でございます。

それから、議員の皆様につきましては、変更はございません。

それから、その他でございますが、その他は各種委員会等の委員報酬でございますが、52人の減になりまして、69万6,000円の報酬の減でございます。これは農業委員会委員の選挙を執行する必要がなくなったことが、主な理由でございます。

次に、下の表でございますが、これが一般職でございます。職員数に変更は ございません。給与費のうち給料で894万7,000円の減額、職員手当で572万 1,000円の追加補正でございます。共済費では1,019万9,000円の減額補正となっております。職員手当の内訳でございますが、扶養手当が1,000円の減、通 勤手当で5万7,000円の減、住居手当で119万5,000円の増、管理職手当が45万 6,000円の増、期末手当で132万3,000円の減、勤勉手当が132万1,000円の減、 時間外手当で301万1,000円の減、児童手当におきましては32万5,000円の増、 退職手当組合負担金が947万6,000円の増でございます。管理職特別勤務手当で 1万8,000円の減でございます。

次のページは、この増減額の明細でございます。

それから、次のページとその次のページ、(3)給与及び職員手当の状況に つきましては、統計的な資料でございますので、後ほどご覧をいただきたいと 思います。

以上でございますが、この後、詳細説明におきまして、各項目で人件費の補 正を計上しておりますが、ただいまの説明をもちまして、各課長の説明のほう は省略をさせていただきたいと思いますので、ご了承いただきますよう、お願 い申し上げます。

それでは、戻っていただきまして、歳出の9ページをお願いしたいと思います。2目・総務費の5項・財産管理費からご説明をさせていただきます。1,537万9,000円の追加補正をお願いしております。11節の需用費でございますが、48万5,000円の内訳は、消耗品費が28万5,000円の増でございます。これはマイクロバスのスタッドレスタイヤを購入させていただきたいというものでございます。団体等への貸出の機会も多くなっておることから、安全対策として

お願いするものでございます。

それから、施設等修繕料は20万円でございます。これはエアコンの修繕費を お願いするものでございます。庁舎2階部分にかかります室外機の基盤に不具 合がございますので、修繕をお願いするものでございます。

14節・使用料及び賃借料で90万円は、複写機使用料の追加補正でございます。 カラーコピーの使用が増えているため、実績見込みによりお願いするものでご ざいます。

17節・公有財産購入費で1,374万1,000円の追加補正は、公共施設用地の区画 内道路用地、これの購入費でございます。多気東部土地開発公社から買い戻す ものでございます。歳入で公社から貸付金返還金がございます。

18節・備品購入費で25万3,000円は、町有備品としてマイナンバーの取り扱いにかかる個人情報関係書類を保管するためのキャビネットを、一括購入をさせていただくものでございます。当面、福祉保健課と長寿健康課のほうに置かせていただきたいと思います。

以上です。

- 〇議長(辻井 成人) 防災企画課長。
- ○防災企画課長(中谷 英樹) 7目・企画費は9万6,000円の増額となります。 11節・需用費、印刷製本費は、ふるさと納税の推進にかかるチラシの増刷費 用9万6,000円について、補正をお願いするものでございます。

9目・災害対策費でございますが、財源振替となります。

- 〇議長(辻井 成人) 人権生活環境課長。
- ○人権生活環境課長(世古口 和也) 11ページをお願いいたします。

項1総務管理費、11目・自治振興費で75万円の補正をお願いしております。 19節の負担金補助及び交付金で、志貴自治会の集会所のバリアーフリー改修 補助で、主にトイレの改修で、洋式化と手すりの設置ということでございます。

- **〇議長(辻井 成人)** 税務課長。
- ○税務課長(北岡 和成) 第2款・総務費、第2項・徴税費、第2目の収

税対策費で300万円の追加でございます。

23節・償還金及び割引料は、過誤納等返還金で、還付申告などに伴いまして300万円をお願いするものでございます。

- 〇議長(辻井 成人) 総務課長。
- **〇総務課長(西田 一成)** 13ページをお願いいたします。
 - 1目・選挙管理委員会費で209万8,000円の減額補正の内、人件費を除きまして、13節・委託料では69万2,000円の追加補正をお願いします。これは公職選挙法の改正で、選挙権年齢の引き下げに伴います名簿作成を行うための電算委託料をお願いするものでございます。国庫補助2分の1の国庫補助金を受けます。
 - 2目、県知事・県議会議員選挙費で103万4,000円の減額補正でございます。 これは交付金が確定しましたので、これに合わせて各節を精算するものでございます。
 - 7節・賃金は3万4,000円の追加補正でございます。臨時職員の賃金の精算でございます。
 - 8節・報償費は5,000円の減で、ポスター掲示板設置謝礼の精算でございます。
 - 9節・旅費は1万2,000円の追加補正で、これは費用弁償の確定によるものです。
 - 11節・需用費 4 万4,000円の減でございます。消耗品費で1,000円と食料費で 4 万3,000円の減額でございます。精算でございます。
 - 12節・役務費は6万円の減額でございます。郵送料5万7,000円と新聞公告 料3,000円を減額をいたします。
 - 13節・委託料は29万1,000円の減額補正です。投票用紙読取分類機運用保守料で2万2,000円、それから、選挙ポスター掲示板の撤去委託料で26万9,000円の減額でございます。
 - 14節・使用料及び賃借料は16万円の減額でございます。開票集計システム使

用料が13万4,000円と、演説会施設公営分の使用料2万6,000円が内訳でございます。

18節・備品購入費は56万円の追加補正をお願いします。選挙用備品として、 投票用紙の計数器、それから自動交付機、アルミ合金製の開票台を購入させて いただくものでございます。

続きまして、3目・農業委員会委員選挙費は498万4,000円の全額を減額させていただくものです。これは公選法による選挙が廃止されまして、選挙する必要がなくなったことによるものでございます。各節の説明は省略させていただきます。

- 〇議長(辻井 成人) 防災企画課長。
- **〇防災企画課長(中谷 英樹)** 2目・各種統計調査費は、国勢調査の実施に伴います予算の組替えを行うものでございます。
 - 11節・需用費、消耗品費は2万円の減額で、実績に伴うものでございます。
 - 12節・役務費、郵送料につきましては、6万円の増額で、調査用紙の送付などの郵送料となります。
 - 14節・使用料及び賃借料は4万円の減額で、複写機使用料について減額するものでございます。
- 〇議長(辻井 成人) 福祉保健課長。
- 〇福祉保健課長(下村 由美子) 民生費、1目・社会福祉総務費で481万9,000 円の追加補正をお願いしています。18ページになりますが、臨時福祉給付金給 付事業で23節・償還金利子及び割引料で、151万9,000円の追加補正をお願いし ています。これは過年度の国県等支出金返還金で、平成26年度の臨時福祉給付 金事業費補助金、事務費の補助金の額の確定を受けて、返還するものでござい ます。
- 〇議長(辻井 成人) 長寿健康課長。
- **○長寿健康課長(小池 弘紀)** 2目の国民健康保険事務費で3,959万5,000円の 増額補正をお願いしております。

13節の委託料10万7,000円の増額は、鍼、灸、あんま、マッサージなどの療養費は、国保連合会へ審査を依頼しておりますが、国保連合会の審査方法変更に伴い、町から提出する依頼書の並び順を変更する必要がありますので、そのシステムの改修料です。

28節・繰出金4,018万4,000円の増額は、国民健康保険特別会計への繰出金で、 詳細につきましては、国民健康保険特別会計で説明させていただきます。

4目の国民年金事務費で15万円の増額をお願いしております。

13節・委託料の補正で、国民年金の納付猶予や免除申請書の様式が変わった ことによるシステム改修料の増額と、マイナンバー制度のシステム導入経費の 金額変更により減額になったことで、差引15万円の増額をお願いしております。

- 〇議長(辻井 成人) 福祉保健課長。
- ○福祉保健課長(下村 由美子) 5目・障害者福祉費で、23節・償還金利子及び割引料で194万9,000円の追加補正をお願いしています。これは過年度国県等支出金返還金で、過年度分の障害者自立支援給付費と障害児入所給付費等の額の確定を受けて返還するものでございます。
- 〇議長(辻井 成人) 長寿健康課長。
- **〇長寿健康課長(小池 弘紀)** 6目の高齢者福祉費で151万8,000円の増額補正をお願いしております。

28節・繰出金の補正で、介護保険特別会計への繰出金で、詳細につきましては、介護保険特別会計で説明させていただきます。

- **〇議長(辻井 成人)** 福祉保健課長。
- ○福祉保健課長(下村 由美子) ページは19ページ、20ページになります。民生費、2項の児童福祉費で、1目・児童福祉総務費で、子育て世帯臨時特例給付金給付事業で、23節・償還金利子及び割引料で99万円の追加補正をお願いしています。これは過年度、国県等支出金返還金、平成26年度の子育て世帯臨時特別給付金給付事業補助金の額の確定を受けて、返還するものでございます。
- 〇議長(辻井 成人) 教育総務課長。

○教育総務課長(西口 竜嘉) 3目・保育施設管理費で右のページの説明欄の ところでございますが、こども園施設管理費は全体で335万7,000円の増額でご ざいます。

内訳は、11節・需用費、電気料で89万1,000円の追加です。みょうじょうこども園の電気料でございますが、新規の施設でございましたので、みどり保育所の実績を基に、部屋数の増などを加味して、当初予算を計上いたしましたが、想定よりも使用料が多くなりました。残額を考慮いたしまして、残り4カ月分の必要額を計上いたしております。

参考でございますが、4月から11月までの月平均の電気料は24万7,000円、最大の月は4月で33万7,000円、端数省略でございますが、となっております。それから、12節・役務費、回線通話料では8万円の追加でございます。これにつきましても、既存保育所の実績を基に、回線増分も勘案して、予算計上しておりましたが、現実的には生じることとなってまいりました。残額を考慮いたしまして、残り4カ月分の必要分を計上いたしております。

それから、15節・工事請負費でございますが、修繕工事ほかでは238万6,000 円の追加でございます。みょうじょうこども園の前面の側溝の蓋設置と、側溝 内側への乗入防止対策に要する費用でございます。側溝の総延長は110.6mで ございます。厚さ4.5mmの鉄板122枚を設置いたしますとともに、乗入防止用の 内側への乗入防止用のデリネーター等を設置したいと考えております。

工事費の内訳でございますが、鉄板設置の関係が156万円、乗入防止対策が8 2万6,000円でございます。園舎周辺の環境の安全対策ということで、ご理解を お願いいたします。

以上でございます。

- **〇議長(辻井 成人)** こども課長。
- **〇こども課長(世古ロ 哲哉)** 6目・子ども支援対策費の23節・償還金利子及 び割引料で130万8,000円をお願いしております。これは昨年度の補助事業にお きまして、利用者数等が確定した結果、補助金の一部に返還が必要となったも

ので、内訳といたしましては、放課後児童対策費、放課後児童クラブの関係ですけども、こちらで109万1,000円、子ども・子育て支援地域事業、養育支援訪問事業などですが、こちらで21万7,000円を返還するものです。

- **〇議長(辻井 成人)** 人権生活環境課長。
- **○人権生活環境課長(世古ロ 和也)** すいません。23ページ、24ページをお願いいたします。

款4・衛生費、項1・保健衛生費、2目・環境衛生費で、141万7,000円の補 正をお願いさせていただいております。内、15節・工事請負費で125万でござ いますけども、佐田・馬之上共同墓地の焼香場除却工事費でございまして、設 置から既に30年、昭和60年に地域改善対策事業で、町が設置したものでござい ますけども、老朽化が激しく除却しようとするものでございます。

あと、19節・負担金補助及び交付金で16万7,000円は、上水道事業への補助で、 人件費の増加分を補填するものでございます。

- 〇議長(辻井 成人) 長寿健康課長。
- **〇長寿健康課長(小池 弘紀)** 4目の成人保健対策推進費で963万2,000円の増額補正をお願いしております。

11節・需用費の印刷製本費の19万1,000円の増額は、各種がん検診の結果表の様式を変更しなければならなくなったために、昨年度の残っていた結果表が使えなくなったため、新たに印刷しなければならなくなったためでございます。

13節の委託料で944万1,000円の増額をお願いしております。がん検診委託料の645万6,000円の増額は、検診単価のアップや芸能界の方々ががんを発病し、死亡や手術を受けたニュースが流れたことにより、集団検診の申込みも多く、受診者の増加が見込まれることからの増額をお願いしております。

予防接種委託料の298万5,000円の増額は、インフルエンザの接種単価が引き上げられたことや、肺炎球菌のテレビコマーシャルによりまして、接種者の増加が見込まれることから、増額をお願いしております。

〇議長(辻井 成人) 農水商工課長。

〇農水商工課長(堀 真) 続きまして、6款・農林水産業費のご説明させていただきたいと思います。

まず、1目・農業委員会費で報酬3万2,000円の補正をお願いさせていただいております。委員会等でもご説明させていただきましたように、農業委員会の改革に伴いまして、農業委員の選出方法が、公職選挙法から地域推薦公募の選出法に変わりました。そのことにより、先ほど条例の制定につきましても、お認めをいただいたところでございます。それに伴いまして、選考委員会を設置させていただきたく、それの委員の報酬といたしまして、8人、2回分ということで、3万2,000円お願いさせていただいております。

次に、2目・農業総務費、人件費に関しましては省略させていただきまして、19節・負担金補助及び交付金で376万5,000円の補正をお願いさせていただいております。議会資料の7-1のほうをご参照していただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

委員会等でもご説明させていただきましたが、祓川美化推進協議会が県の補助金に基づいて、ふるさと水と農業環境創造事業というのをさせていただいております。そこで整備をされました自然の体験の森、佐田字西の河原線721番地、山林912㎡、同1,723番地、山林965㎡、こちらの用地買収を取得するにあたり、用地買収相当額を当協議会に補助するために、補正をお願いさせていただくものでございます。

続きまして、3目・農業振興費で3,976万4,000円の補正をお願いさせていた だいております。

13節・委託費で、経営所得安定対策の委託料といたしまして、システム改修費4万4,000円の補正をお願いさせていただいております。当初予算におきまして、10万円の頭出しをさせていただいておりました。国の事業変更に伴い、本年度のシステム改修費14万4,000円が必要となりましたので、4万4,000円の補正をお願いさせていただきます。

次に、19節・負担金補助及び交付金で、助成金といたしまして、農地中間管

理機構集積協力金ということで、3,972万円の補正をお願いさせていただいております。内訳といたしましては、地域集積協力金2,232万円、経営転換協力金1,620万円、耕作地集積協力金120万円でございます。

委員会等でもご説明させていただきましたが、県補助金といたしまして同額 の歳入を見込んでおります。今回、明和町の農地集積協力金交付要綱を策定し、 助成するもので、地域集積協力金は地域に、経営転換協力金は全農地を中間管 理機構に貸し付け、農業をやめられた方に。耕作地集積協力金は、地域の中の 一部の農地を機構に貸し付けられた方に助成をさせていただくものでございま す。

続きまして、めくっていただきまして、5目・農地費でございます。50万円の補正をお願いさせていただいております。11節・需用費、光熱費で50万円を計上させていただいております。町内にある6排水機場の電気使用料でございます。当初予算で680万円を認めていただいておりましたが、本年度、台風等の襲来、また9月の長雨等に基づきまして、電気料の不足が予想されますので、50万円の補正をお願いさせていただくところでございます。

次に、7款・商工費、商工振興費で報償費といたしまして、5万4,000円の 補正をお願いさせていただいております。毎年、明和町産業活性化協議会で講 演会を実施しておりまして、協議会でご議論を願い、本年度につましては、マ イナンバーの導入に伴い、中小企業向けに講演会を実施すればという意見を賜 りまして、当協議会でございます、会員でございます、百五銀行経済研究所様 にお願いをさせていただきたく、その報償費5万4,000円のお願いをさせてい ただくところでございます。

- **〇議長(辻井 成人)** まち整備課長。
- **〇まち整備課長(沼田 昌久)** 27、28ページをよろしくお願いいたします。

3目・道路新設改良費で320万円の増額をお願いしております。これは15節の工事請負費です。この増額は、平成27年3月に、町道認定をいたしました、 斎宮北28号線の明和中央線と接続する横断側溝整備を行うものでございます。 続きまして、1 目・河川総務費でございます。150 万円の増額をお願いしております。議会資料の9-1-1 に、位置図を付けさせていただいておりますので参照してください。

この19節・負担金補助及び交付金で150万円をお願いしております。これは 県事業による急傾斜地崩壊対策事業の町負担金10%を補正するものでございま す。

以上でございます。

- 〇議長(辻井 成人) 上下水道課長。
- **〇上下水道課長(菅野 亮)** 4項、3目・下水道費で、260万円の追加をお願いしております。

28節・繰出金の増額で、農業集落排水事業特別会計への繰出分でございます。 詳細については、農業集落排水会計のほうで説明させていただきます。

- **〇議長(辻井 成人)** 防災企画課長。
- **○防災企画課長(中谷 英樹)** 3目・消防施設費は、財源振替となります。
- 〇議長(辻井 成人) 教育総務課長。
- **〇教育総務課長(西口 竜嘉)** 29ページ、30ページ、次のページをご覧くださいませ。

10款・教育費、1項・教育総務費の1目・教育委員会費で、30ページ右側のページでございますが、13節・委託料、施設営繕設計委託料は313万円の増でございます。内容でございますが、中学校のはいせつえん等の今後の修正作業及び国体に向けましての総合グラウンドの整備にかかる、基本計画の作成業務等の委託にかかるものでございます。この内、総合グラウンドの整備基本計画にかかるものにつきまして、少し説明をさせていただきます。

この国体に向けましたグラウンド整備の補助メニューを模索する中で、明野駐屯地を通じまして、東海防衛支局に事業概要を説明し、補助対象とならないか打診をしておりましたが、航空機事故の避難所整備という内容で、29年度事業として事業申請を受け付けていただけることとなりました。

申請の時期が、28年4月でございますので、今後、3月までの間に、支局等とのやり取りをしていく中で、提出をいたします資料として、事業計画の策定や概算の事業費を算出する必要が生じてまいりましたため、今回の補正におきまして、委託費の追加をお願いいたしております。

それから、その下のところでございますが、2目・給食施設管理費、小学校 給食施設管理費の18節・備品購入費、給食用備品購入費では、223万4,000円の 増額でございます。これは斎宮小学校の給食室で使用しております自動食器洗 浄器1台と、上御糸小学校の児童増に伴う給食用ワゴンと配膳台の購入費でご ざいます。

内訳でございますが、自動食器洗浄器が203万円、ワゴンと配膳台で20万3,00円でございます。この内、斎宮小学校で現在使用しております自動食器洗浄器でございますが、平成元年に導入をいたしたものでございます。これまで順調に稼働いたしておりましたが、この9月に洗浄用の回転ブラシのベアリングが破損し、稼働をしなくなりました。部品がありませんでしたので、他の機種の部品を代用し、応急修繕をいたしましたが、稼働するまでは調理員を増員して、手作業で洗浄いたしておりました。

現在は、稼働はいたしておりますが、モーターなどの部品もない状況でございますし、また、斎宮小学校は児童数も多いことから、今後のことも考慮いたしまして、購入をお願いするものでございます。

以上でございます。

30ページの一番下です、申し訳ありません。30ページの一番下になりますが、これは小学校費の学校管理費で、小学校施設管理費の11節の需用費になります。これは次のページをめくっていただきますと、32ページの一番上のところになります。施設等修繕料で230万8,000円の増額でございます。上御糸小学校では現在、来年度の入学生が44人というふうに把握をしておりますので、1クラス増となります。このため現在、会議室として使用しております、1階の教室を普通教室に改修をする必要がありますことから、その経費などを追加でお願い

をいたしました。

改修の内容でございますが、児童増関連では、ヘルメット掛けや、廊下収納、 既存のロッカー内の棚の作成や、塗装、それから黒板の整備、昇降口の下駄箱 などの製作などで、このほか特別支援室へのインターフォンの設置や照明器具 の取り替え及び増設を考慮しております。

それから、これとは別に、雨漏り対策といたしまして、3階、6年生の教室の屋上部分、61㎡と、校舎の北側になりますか、資料室の屋上25㎡の防水修繕の費用も見込んでおります。修繕費の内訳といたしましては、教室等の修繕の関係が約156万円、雨漏り対策が75万円となっております。

以上です。

- 〇議長(辻井 成人) 教育総務課長。
- **〇教育総務課長(西口 竜嘉)** 度々申し訳ございません。

18節の備品購入費でございます。施設備品購入では、6万5,000円の増額でございます。これはクラスが1クラス増えることによりまして、教員も1名増えますので、その教員の職員室等での机とパソコンの購入費でございまして、既存予算の不足分を計上いたしました。

それから、小学校情報教育施設管理費でございますが、11節・需用費で備品等修繕料で13万円の増額でございます。これはですね、教員が使用しているパソコンで、少し動作の遅いものがあることがわかりまして、調査をいたしましたところ、ウイルスに感染していることがわかりました。

このパソコン自体もですね、通常の使用では、さほど違和感なく使用ができておりましたので、他のパソコンも知らず知らずのうちに感染をしている場合も考えられましたので、各小学校のパソコンをチェックいたしましたところ、全体で15台、ウイルスに感染していることが判明いたしました。

ウイルス防止ソフトは導入いたしておりますが、新手のウイルスには、なかなか対応しきれないということとなりました。今回、それらのパソコンの修復に要する費用といたしまして、13万円の追加をお願いいたしたものでございま

す。

なお、このウイルスにつきましては、動作に若干の影響は及ぼしますが、情報を持ち出すタイプのものでないことを確認いたしております。

以上でございます。

- **〇議長(辻井 成人)** こども課長。
- **Oこども課長(世古口 哲哉)** 2目・学校運営費の7節の賃金のほうで、学習 支援員の賃金104万円の増額をお願いしております。これは今年度の実績を試 算したところ、不足が生じると見込まれるため、増額をお願いするものです。
- 〇議長(辻井 成人) 教育総務課長。
- ○教育総務課長(西口 竜嘉) 3項・中学校費、1目・学校管理費、右のページでございますが、中学校施設管理費で、11節・需用費、施設等修繕料19万7,000円の増額でございます。

これは、中学校、体育館北側のテニスコートのネットの支柱が、1本折れ曲がりました。根元の部分の腐食が原因と考えられますが、生徒が毎日クラブで使用しているため、2組、2コートございますので、2組4本とも、この際、既存予算で修繕を行いました。その補填分として、計上いたしたものでございますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

- **〇議長(辻井 成人)** こども課長。
- **〇こども課長(世古口 哲哉)** 2目・学校運営費の19節のほうで、負担金補助 及び交付金で150万円の増額をお願いしております。これは中学校体育連盟の 大会等への選手派遣に要する費用の補助に不足が生じてまいりましたので、増 額をお願いするものです。

続きまして、4項・幼稚園費、2目・幼稚園運営費の7節・賃金で、臨時幼稚園教諭の賃金350万円の増額をお願いしております。これは園児の転入等によるですね、クラス数の増加や支援を必要とする、お子さんの関係で、幼稚園教諭が必要となったことから、補正をお願いするものです。

- **〇議長(辻井 成人)** 斎宮跡・文化観光課長。
- ○斎宮跡・文化観光課長(西口 和良) 5項・社会教育費の4目・文化財保存活用費で2,326万3,000円の追加をお願いしております。これは斎宮跡保存事業特別会計への繰出金で、詳細につきましては、特別会計の詳細説明の中で説明をさせていただきます。
- 〇議長(辻井 成人) 教育総務課長。
- **〇教育総務課長(西口 竜嘉)** その下のところでございます。

ふるさと会館運営管理費で、11節・需用費、施設等修繕料は11万2,000円の増額でございます。内容は男性トイレの手洗い場の、ちょっと緩くなった蛇口2個の修繕と、女性トイレ内の子供用の小便器のセンサー1基の修繕料でございます。

以上でございます。

- **〇議長(辻井 成人)** 歳出の説明が終わりましたので、続きまして、5ページ、 歳入をお願いします。
- 〇議長(辻井 成人) 総務課長。
- ○総務課長(西田 一成) それでは、款10・地方交付税、1目・地方交付税、 2,830万円の追加補正をお願いしております。これは普通交付税でございます。
- 〇議長(辻井 成人) 長寿健康課長。
- 〇長寿健康課長(小池 弘紀) 国庫支出金の1目・民生費国庫負担金、2節の 国民健康保険基盤安定負担金、保険者支援分で1,500万円の増額をお願いして おります。国庫負担金の増額見込みに伴う補正で、補助率は2分の1でござい ます。
- 〇議長(辻井 成人) 総務課長。
- ○総務課長(西田 一成) 5目・総務費国庫補助金で34万5,000円の追加補正をお願いしております。歳出でご説明させていただきました、選挙権年齢の引き下げに伴います選挙人名簿システム改修費の補助でございます。補助率は2分の1でございます。

- 〇議長(辻井 成人) 長寿健康課長。
- 〇長寿健康課長(小池 弘紀) 2目の民生費委託費、1節の社会福祉費委託金で15万円の増額補正をお願いしております。これは歳出でご説明しました国民年金のシステム改修費の事務交付金で、補助率は10分の10です。

15款の県支出金で、1目・民生費負担金、1節・国民健康保険基盤安定負担金の保険税軽減分で937万5,000円の増額をお願いしております。県負担金の増額見込みに伴う補正で、補助率は4分の3であります。

2節の国民健康保険基盤安定負担金保険者支援分で、750万円の増額をお願いしております。県負担金の増額見込みに伴う補正で、補助率は4分の1でございます。

- 〇議長(辻井 成人) 農水商工課長。
- 〇農水商工課長(堀 真) 続きまして、15款・県支出金、県補助金といたしまして、4目・農林水産業費補助金で3,972万円を計上させていただいております。歳出でご説明させていただきました、農地中間管理機構集積協力金の充当分でございます。
- 〇議長(辻井 成人) 総務課長。
- O総務課長(西田 一成) 7ページをお願いしたいと思います。

1目・総務費委託金で95万5,000円の減額補正でございます。これは県知事、 県議会議員選挙費の委託金の確定によるものでございます。

続きまして、1目・繰越金で3,506万5,000円の追加補正をお願いしております。前年度繰越金でございます。

- 〇議長(辻井 成人) 防災企画課長。
- ○防災企画課長(中谷 英樹) 2目・雑入の90万円の増額となります。1節・雑入は90万円の増で、女性消防隊育成として助成を受けるものでございます。 続きまして、1目・貸付金元利収入は1,300万円の増となっております。1 節・貸付金元利収入は1,300万円の増で、公共施設整備にかかる多気東部土地 開発公社への貸付金の償還1,300万円となります。

- 〇議長(辻井 成人) 総務課長。
- **〇総務課長(西田 一成)** 続きまして、町債です。1目・総務債は1億9,570 万円の減額補正をお願いいたします。防災減災整備事業債でございます。

それから、4目その他は2億410万円の追加補正をお願いします。緊急防災減災事業債でございます。津波避難タワー建設事業にかかるもので、補助対象額の確定により、起債の内容を変更するものでございます。

○議長(辻井 成人) 続きまして、議案書の46ページ、第2表・地方債補正を お願いします。

総務課長。

○総務課長(西田 一成) それでは、第2表・地方債補正の詳細説明を申し上 げます。

まず、追加でございます。起債の目的は、緊急防災・減災事業で、限度額は 2億410万円でございます。起債の方法は、証書借入で、利率は4%以内、償 還方法は、記載のとおりでございます。

続きまして、次のページをご覧ください。変更でございます。起債の目的は都市防災総合推進事業でございます。補正前の限度額が3億8,990万円で、補正後が1億9,420万円でございます。起債の方法、利率及び償還方法に変更はございません。

以上でございます。

〇議長(辻井 成人) 以上で、議案第72号の詳細説明を終わります。

◎議案第73号の詳細説明

〇議長(辻井 成人) 続きまして、議案第73号の説明を、歳入歳出及び議案書の51ページ、第2表・地方債補正を合わせてお願いします。

斎宮跡文化観光課長。

○斎宮跡・文化観光課長(西口 和良) それでは、斎宮跡保存事業特別会計 補正予算の詳細説明をさせていただきます。

予算書、斎宮跡特別会計7ページ、8ページをご覧いただきたいと思います。

まず歳出でございます。

1款・総務費の2目・保存活用費で、2,157万4,000円の追加でございます。この目の主な内容につきましては、公有財産購入費の増額でございます。

8ページをご覧くざい。

まず、公有財産購入費で、まず土地公有化事業で、17節公有財産購入費で、 2,255万4,000円の増額をお願いいたしております。史跡土地買上で国庫補助 の追加の交付決定があったことに伴う増額でございます。

次に、啓発事業で、13節・委託料98万円を減額させていただいております。 これは復元建物完成記念イベント委託料98万円を減額するもので、この委託 料につきましては、日本遺産活用推進費のほうで、予算化をしたことに伴い 減額措置を行わせていただきました。

次の緊急発掘調査事業につきましては、財源振替でございます。

次に、7ページ、3目・体験学習施設等管理費で、補正額は2万7,000円の 減額でございます。これはさいくう平安の杜の維持管理に関する予算の組替 えをお願いいたしております。さいくう平安の杜の維持管理につきましては、 9月補正で頭出し予算で、予算化をさせていただきましたが、この管理を史 跡公園口休憩所で管理を委託している呉竹倶楽部のメンバーの皆さんに合わ せてお願いすることにいたしましたので、これに伴う予算の組替えをお願い いたします。

8ページをご覧ください。

4節・共済費3,000円の減でございます。これは施設管理員の労災保険料の減でございまして、次に説明をいたしますが、賃金を報償費に組み替えることに伴う減額でございます。

次に、7節・賃金で、管理員賃金93万円を減額し、8節・報償費で各種謝金90万6,000円を追加いたします。さいくう平安の杜の管理員の賃金としまして、9月補正で1人分を計上させていただいておりましたが、呉竹倶楽部のメンバーの皆さんに、有償ボランティアという形で、1人1日2,000円の謝礼ということでお願いすることになりましたので、計上した賃金を調整して報償費に組替えをさせていただくものです。

なお、現在のメンバーの数は18人で、管理は1日3人体制で行っていただいております。1日6,000円の日数分の予算でございます。

次に、7ページ、4目・歴史的風致維持向上計画推進費で、補正額は9,280 万円の追加をお願いいたします。この主な内容は事業費の組替えと工事費の 増でございます。

8ページをご覧ください。

13節・委託料で、測量建設等業務委託900万円の減額、また、15節・工事請負費の社会資本整備総合計画と工事費ほかで900万円の増額。これは社会資本整備総合交付金事業で、委託料の測量設計等業務で出た入札差金を、工事請負費に組替え、来年度実施予定の事業を前倒しに行うための予算の組替えでございます。

次に、利便施設機能整備工事ほかで、3,680万円の増額をお願いします。これは国交省補助事業の歴史的風致活用国際観光支援事業を活用した、観光案内所整備事業にかかる追加補正でございます。資料としまして、14-1-1に載せさせていただいておりますので、またご覧いただきたいと思います。

それから、もう1点、Wi-Fiステーション整備工事ほかで5,600万円の増額、これは現在、交付申請中でございますが、総務省の補助事業の防災観光<math>Wi-Fiステーション整備事業にかかる追加補正でございます。資料は、<math>14-1-2から4に掲載をさせていただいておりますので、またご覧いただきたいと思います。

歳出は以上でございます。

次に歳入をお願いいたします。

予算書は、5ページ、6ページをご覧いただきたいと思います。

まず、1款・国庫支出金の1目・史跡等購入費補助金1,804万3,000円の追加をお願いします。直接買上げに伴う国庫補助で、補助率は80%でございます。

次に、4目・歴史的風致活用国際観光支援補助1,666万3,000円の追加、これは歴史的風致活用国際観光支援事業にかかる国庫補助で、補助率は50%でございます。

次に、5目・地域公共ネットワーク等強靱化事業費補助金2,748万1,000円、 これは当事業にかかる国庫補助金で、補助率は50%でございます。

次に、2款・県支出金の1目・史跡等購入費補助金で338万3,000円の追加を お願いします。直接買上げに伴う県の補助で、補助率は15%でございます。

その下2目、国宝重要文化財等保存整備費補助金で1万3,000円の追加をお願いいたします。これにつきましては、埋蔵文化財緊急発掘調査事業にかかる 県の補助でございます。

次に、3款・繰入金で、1目・一般会計繰入金2,326万3,000円を追加をお願いします。一般会計からの繰入金でございます。

次に、4款・繰越金で、1目・繰越金1,095万4,000円でございます。前年度の繰越金でございます。

次に、7款・町債の1目・土木債で1,460万円の追加をお願いいたします。 1節の都市再生整備計画事業債で、内訳といたしましては、歴史的風致活用国際観光支援事業600万円の減額、これは当事業が起債の対象外になったことに伴う減額でございます。

また、地域公共ネットワーク強靱化事業2,060万円の増額、これはWi-Fiaテーションの整備事業に伴う起債の追加でございます。

歳入は以上でございます。

次に、第2表・地方債の説明をさせていただきます。

議案書の51ページ、52ページをご覧ください。

まず、追加でございます。起債の目的は、地域公共ネットワーク等強靱化事業、限度額は2,060万円でございまして、起債の方法、利率、償還の方法は表記のとおりでございます。

つぎに、議案書52ページでございます。

変更でございます。起債の目的は歴史的風致活用国際観光支援事業で、補正前の限度額は600万円でございます。これにつきましては、先ほど説明させていただきましたが、今年度創設された事業については、起債の対象外ということでございますので、限度額を0に変更させていただきます。起債の方法、利率、償還方法は表記のとおりでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。

〇議長(辻井 成人) 以上で、議案第73号の詳細説明を終わります。

◎議案第74号の詳細説明

〇議長(辻井 成人) 続きまして、議案第74号の説明を、歳入歳出合わせてお願いします。

長寿健康課長。

〇長寿健康課長(小池 弘紀) 歳出のほうから説明をさせていただきます。

国保の7ページ、8ページをご覧ください。

1款の保険給付費、1項・療養諸費、1目の一般被保険者療養給付費で1 億2,000万円の増額をお願いしております。本年度の支払い実績から不足する 見込みの金額を補正させていただいております。

2目の退職被保険者等療養給付費で5,000万円の減額をお願いしております。 本年度より退職被保険者の新規加入者がなくなり、加入者が少なくなったこ とにより、本年度の支払い実績から減額補正をさせていただいております。 2項の高額療養費、1目・一般被保険者高額療養費で2,501万4,000円の増額をお願いしております。本年度の支払い実績から不足する見込みの金額を補正させていただいております。

2款の後期高齢者支援金等、1目・後期高齢者支援金で10万9,000円の増額 をお願いしております。本年度の後期高齢者支援金の納付額が確定しました ので、その差額を増額補正させていただいております。

5款の介護納付金、1目・介護納付金で1,616万5,000円の減額をお願いしております。これも本年度の介護給付費、地域支援事業支援納付金の納付額が確定しましたので、その差額を減額補正させていただいております。

10款の諸支出金、3目・償還金で、2,312万9,000円の増額をお願いしております。前年度の療養給付費負担金の確定に伴う返還金でございます。

次に、歳入ですが、戻っていただきまして、国保の5、6ページをご覧くだ さい。

6款・前期高齢者交付金、1目・前期高齢者交付金で1,990万1,000円の増額をお願いしております。本年度の前期高齢者交付金の交付決定に伴う増額でございます。

10款・繰入金、1目・一般会計繰入金で4,018万4,000円の増額をお願いしております。1節の保険基盤安定繰入金保険税軽減分で、1,250万円の増額。2節・保険基盤安定繰入金保険者支援金分で3,000万円の増額をお願いしております。いずれも繰入金の増額見込みに伴う補正でございます。

4節の財政安定化支援事業繰入金で231万6,000円の減額をお願いしております。繰入金の確定によるものでございます。

11款・繰越金の1目・繰越金で4,200万2,000円の増額をお願いしております。 前年度の繰越金でございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

〇議長(辻井 成人) 以上で、議案第74号の詳細説明を終わります。

◎議案第75号の詳細説明

○議長(辻井 成人) 続きまして、議案第75号の説明を、歳入歳出合わせてお願いします。

上下水道課長。

〇上下水道課長(菅野 亮) それでは、歳出からご説明させていただきます。 農業集落排水事業特別会計の7ページをご覧ください。

1款、1項、2目の維持管理費で263万2,000円の追加をお願いしております。 11節・需用費の電気料で226万4,000円、16節・原材料費で36万8,000円の増 でございます。上御糸、下御糸地区の下水道の接続率が進みまして、ささふえ 処理場の汚水流入量の増加したことから、電気代、それから維持管理用薬品代 の増額をお願いするものでございます。

続きまして、歳入でございます。戻っていただいて、5ページをお願いいた します。

6款、1項、1目・一般会計繰入金で260万円の追加をお願いいたします。 ささふえ処理場の維持管理費の増額に伴う繰入金の追加補正でございます。 以上でございます、よろしくお願いします。

○議長(辻井 成人) 以上で、議案第75号の詳細説明を終わります。

◎議案第76号の詳細説明

〇議長(辻井 成人) 続きまして、議案第76号の説明を、歳入歳出合わせてお願いします。

長寿健康課長。

○長寿健康課長(小池 弘紀) それでは、歳出から説明させていただきます。

介護の7、8ページをご覧ください。

- 2款・保険給付費、1項・介護サービス等諸費、7目の居宅介護福祉用具購入費で50万円の増額。
- 9目・居宅介護サービス計画給付費で1,100万円の増額をお願いしております。いずれも本年度の給付見込みに伴う補正でございます。
- 2項・介護予防サービス等諸費、3目・地域密着型介護予防サービス給付費で100万円の増額。
- 5目・介護予防福祉用具購入費で35万円の増額をお願いしております。これ も本年度の支払い見込みに伴う補正でございます。
- 3項・その他諸費、1目・審査支払手数料で3万8,000円の増額をお願いしております。これも本年度の支払い見込みの増加に伴う補正でございます。
- 次に、歳入ですが、戻っていただきまして、介護の5、6ページをご覧ください。
- 6款の繰入金、1目・介護給付費繰入金で165万2,000円の増額をお願いして おります。保険給付費の増額に伴う町負担金の増額でございます。
- 4目・事務費繰入金で13万4,000円の減額をお願いしております。職員の人件費の減額に伴う一般会計繰入金の減額でございます。
- 7款の繰越金、1目・繰越金で1,123万6,000円の増額をお願いしております。 前年度の繰越金でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

〇議長(辻井 成人) 以上で、議案第76号の詳細説明を終わります。

◎議案第77号の詳細説明

〇議長(辻井 成人) 続きまして、議案第77号の説明を、収入、支出合わせてお願いします。

上下水道課長。

〇上下水道課長(菅野 亮) 水道事業会計補正予算の説明をさせていただきます。

予算書企-1、議案書は62ページの第3条をご覧ください。

収益的支出の第1款、1項、4目・総係り費で151万5,000円の追加をお願い しております。主に人件費の補正でございますが、4節・報酬費で2万8,000 円の追加をお願いしております。これは水道水源保護審議会委員の報酬費で、 審議会回数の増加による追加をお願いするものでございます。

続きまして、資本的支出でございます。予算書は α - 5、議案書は α - 2 の第4条下段のほうになります。資本的支出の1款、1項、1目・建設改良費で、 α - 16万7,000円の増額は人件費の補正でございます。

それから、資本的収入でございます。予算書は企-3でございます。議案書は62ページ、第4条の上段でございます。こちらも資本的支出の人件費補正に対する分の増額補正でございます。

あと企-7の予定キャッシュフロー計算書、企-8からの給与費明細書の説明は省略させていただきます。

以上でございます。

○議長(辻井 成人) 以上で、一括上程しました各議案の詳細説明を終わります。

本日の審議予定は説明までですので、質疑、討論、採決は12月18日に行うことにします。

◎散会の宣告

○議長(辻井 成人) これをもちまして、本日の日程はすべて終了しました。 本日は、これにて散会します。

(午前 11時 30分)